

養育費確保の充実策①

①養育費の取決めを促進するための施策と②養育費の履行を確保するための施策を検討。

①パンフレット・合意書ひな型の作成及び離婚届書との同時交付等

○ 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット(注)と養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな型を作成する。

○ これらの書類を離婚届書と一緒に当事者に交付する。

(注) パンフレットには、養育費や面会交流等の離婚の際に協議すべき事項についての簡単な解説、合意書の書き方、養育費の取決めや履行の確保の方法(裁判手続の流れ、強制執行の方法等)をわかりやすく記載する。

※ さらに、関係府省や地方公共団体と連携して、これらの取組の効果を更に高めることができないかを検討する。

これまでの取組

○ 平成23年の民法改正により、父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明示された(民法第766条第1項)。

○ 離婚届書に養育費の取決めの有無をチェックする欄を追加。

・ 離婚届書に養育費についての「取決めをしている」にチェックがされたものの割合は、約10%上昇したが、60%を少し超えたところで頭打ち(注)。

・ 養育費の取決めがされていない原因としては、養育費の分担に関する法的な知識が不足している場合、DV等が原因で相手と関わりたくないと考えている場合等があると考えられる。

(注) 養育費の分担について「取決めをしている」にチェックが付されたものの割合

H24.4 ~ H24.6	49%	H25.4 ~ H25.6	59%	H26.4 ~ H26.6	61%
H24.7 ~ H24.9	55%	H25.7 ~ H25.9	60%	H26.7 ~ H26.9	61%
H24.10 ~ H24.12	58%	H25.10 ~ H25.12	61%	H26.10 ~ H26.12	62%
H25.1 ~ H25.3	60%	H26.1 ~ H26.3	62%	H27.1 ~ H27.3	

養育費の取決めを促進するための施策を更に検討する必要がある。

養育費確保の充実策②

①養育費の取決めを促進するための施策と②養育費の履行を確保するための施策を検討。

②財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正(中期的課題)

→ 債務名義を有する債権者等が、強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報をより得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

これまでの取組

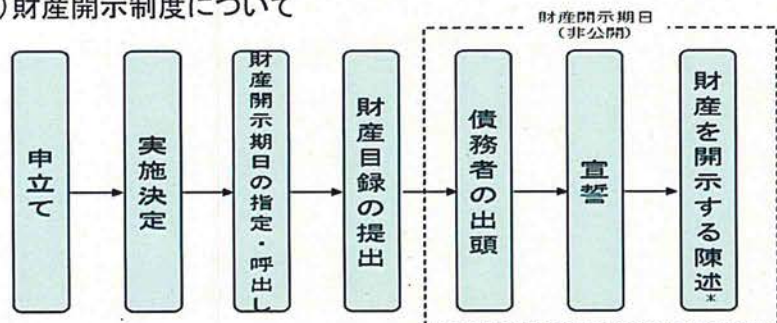
平成15年の民事執行法改正の内容

- 養育費については、その一部が不履行となっていれば、まだ支払期限が到来していない部分(将来分)についても、一括して、給料その他継続的給付に係る債権に対する強制執行を開始することができる旨の特例が設けられた。
- 民事執行法では、標準的な世帯の必要生計費を考慮して、給料等については、その4分の3に相当する部分を差し押さえることはできないこととされているが、養育費の支払を求めるために給料等を差し押さえる場合には、差押えをすることができない範囲を4分の3から2分の1に縮小する旨の特例が設けられた。
- 勝訴判決等の債務名義を得た債権者が債務者の財産に関する情報を得ることができるよう、財産開示制度(注)が創設された。

- ・ 財産開示制度に対しては、その導入後約10年を経過した現在、財産開示手続を実施するための要件が厳格すぎる、債務者が財産開示手続の期日に裁判所に出頭しない場合や虚偽の陳述をした場合などの制裁が弱く手続の実効性が乏しい等の批判がある。
- ・ 財産開示制度のみでは不十分であり、金融機関に対し債務者の預金の有無及び預金額の照会をすることができる第三者照会の制度を新たに導入すべきとの意見もある。

養育費の履行を確保するための施策を更に検討する必要がある。

(注)財産開示制度について



財産開示の申立て件数(全国)

財産開示(新受件数)	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全地裁総数	789	663	884	893	1,207	1,124	1,085	979

- * 虚偽の陳述等に対し、過料の制裁が科せられる。
- ・ 申立人は、期日に出頭し、債務者に対し、質問をすることができる。